

第 3 2 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1 3 番, 1 4 番)

開催期日 令和 2 年 2 月 2 7 日

第32回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年2月27日(木) 午前9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤 沢 祐 之

本日の出席委員

1 番 藤 田 淳
2 番 中 島 信 之
3 番 大 畠 政 勝
4 番 鳥 村 正 行
5 番 笹 谷 和 広
6 番 塚 本 政 紀
7 番 長 尾 卓 也
8 番 寺 雅 彦
9 番 平 田 善 治

10 番 桂 一 照
11 番 亀 田 孝
12 番 清 水 哲 雄
13 番 長谷川 誠
14 番 木 内 浩 一
15 番 田 村 俊 彦
16 番 川 崎 浩 彦
17 番 小 川 信 一
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

なし

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉 川 道 也
〃	事務局 主幹	藤 沢 祐 之
〃	事務局 員	中 川 圭 太
〃	事務局 員	仁 平 竜 太

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1	会議録署名委員の指名について	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 62号	農地のあっせん成立について
5	議案第138号	農地法第18条第6項の規定による通知について
6	議案第139号	農用地利用集積計画（案）について
7	議案第140号	農地のあっせんについて
8	議案第141号	買入協議を行う旨の通知の要請について
9	農業団体等報告事項	

（局 長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第32回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

（会 長）

新型コロナウイルスの関係で経済的にも悪影響が出ているようですが、地域や、ご家族への感染も懸念されます。十分な対策をお願いします。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議 長）

日程1 会議録署名委員についてですが、13番長谷川委員、14番木内委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

（局 長）

会務報告のページをお開きください。2月4日、令和2年度農業委員OB会新年懇親会が開催され、吉田会長が出席しております。5日、栗山町農業再生協議会が開催され、吉田会長が出席しております。10日、農事組合長会議が開催され、吉田会長が出席しております。

12日から14日まで、農地流動化推進委員会が開催され、吉田会長他17名が参加しております。18日、栗山町農業教育振興会総会が開催され、吉田会長が出席しております。21日、第10回運営委員会を開催しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけれども、何か質問はございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第62号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第62号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は11件でございます。

番号1 申出者 ○○市○○区○○南4丁目4番47号 ○○○○ 相手方 栗山町字○
○786番地 株式会社 ○○○○○○ 代表取締役 ○○○○ 対象農地所在 字○○108
番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積29,322㎡外4筆 畑4筆51,649
㎡ 雑種地1筆3,966㎡ 合計5筆55,615㎡でございます。成立年月日 令和2年2月3
日 売買価格 10aあたり 畑 ○○○○○○円 雑種地 ○○○○○○円 それぞれ面積
を乗じまして 対価 ○○○○○○○○円となっております。あっせん委員は、亀田委員、笹
谷委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字○○○65番地 ○○○ 相手方 栗山町字○○○118番地1
合同会社 ○○ 代表社員 ○○○○ 対象農地所在 字○○○58番地5の内 地目につ
きましては 公簿、現況ともに畑 面積2,014㎡外1筆 田1筆600㎡ 畑1筆2,014㎡
合計2筆2,614㎡でございます。成立年月日 令和2年2月3日 売買価格 10aあた
り 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○
○○○○○円となっております。あっせん委員は、吉田委員、木内委員でございます。

番号3 申出者 栗山町字○○○78番地 ○○○○ 相手方 栗山町字○○○175番地
○○○○ 対象農地所在 字○○○79番地7 地目につきましては 公簿、現況ともに田
面積14,581㎡外23筆 田10筆35,122㎡ 畑3筆3,541㎡ 雑種地2筆510㎡ 用悪水
路9筆692.01㎡ 合計24筆39,865.01㎡でございます。成立年月日 令和2年2月3日
売買価格 10aあたり 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円 雑種地 ○○○○
○円 用悪水路 ○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○○○円と
なっております。あっせん委員は、吉田委員、木内委員でございます。

番号4 申出者 ○○○市○○町2丁目13番地13 ○○○○○外1名 相手方 栗山
町字○○2番地54 ○○○○ 対象農地所在 字○○2番地2 地目につきましては 公
簿、現況ともに田 面積3,656㎡外8筆 田7筆18,559㎡ 畑1筆580㎡ 雑種地1筆

105 m² 合計 9 筆 19,244 m²でございます。成立年月日 令和 2 年 2 月 6 日 売買価格 10 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村委員、藤田委員でございます。

番号 5 申出者 〇〇〇市〇〇町 2 丁目 13 番地 13 〇〇〇〇〇外 1 名 相手方 栗山町字〇〇83 番地 3 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇2 番地 11 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積 677 m²外 1 筆 田 1 筆 510 m² 畑 1 筆 677 m² 合計 2 筆 1,187 m²でございます。成立年月日 令和 2 年 2 月 6 日 売買価格 10 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村委員、藤田委員でございます。

番号 6 申出者 栗山町字〇〇〇120 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇90 番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇123 番地 3 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積 1,621 m²外 3 筆 合計 4 筆 15,770 m²全筆畑でございます。成立年月日 令和 2 年 2 月 7 日 売買価格 10 a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、笹谷委員、亀田委員でございます。

番号 7 申出者 栗山町字〇〇〇120 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇99 番地 1 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇115 番地 4 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積 9,409 m²外 10 筆 畑 8 筆 51,119 m² 雑種地 3 筆 6,725 m² 合計 11 筆 57,844 m²でございます。成立年月日 令和 2 年 2 月 7 日 売買価格 10 a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、笹谷委員、亀田委員でございます。

番号 8 申出者 栗山町字〇〇〇120 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇94 番地 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇70 番地 2 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積 283 m²外 23 筆 合計 24 筆 82,626.81 m²全筆畑でございます。成立年月日 令和 2 年 2 月 7 日 売買価格 10 a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、笹谷委員、亀田委員でございます。

番号 9 申出者 栗山町字〇〇〇120 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇142 番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇115 番地 1 地目につきましては 公簿が山林、現況が畑 面積 17,761 m²外 3 筆 合計 4 筆 43,888 m²全筆畑でございます。成立年月日 令和 2 年 2 月 7 日 売買価格 10 a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、笹谷委員、亀田委員でございます。

番号 10 申出者 〇〇〇市〇〇町〇〇735 番地 15 〇〇〇〇〇外 1 名 相手方 栗山町字〇〇77 番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇109 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積 6,889 m² 1 筆でございます。成立年月日 令和 2 年 2 月 10 日 売買価格 10 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇〇

円となっております。あっせん委員は、平田委員、清水委員でございます。

番号11 申出者 栗山町字〇〇〇556 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇550 番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇133 番地 24 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積 285 m²外 7 筆 田 7 筆 6,863 m² 畑 1 筆 1,686 m² 合計 8 筆 8,549 m²でございます。成立年月日 令和 2 年 2 月 13 日 売買価格 10 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、小川委員でございます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 5 議案第 138 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 138 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 4 件でございます。

番号 1 所在 字〇〇111 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積 1,547 m²外 2 筆 田 2 筆 17,966 m² 畑 1 筆 1,227 m² 計 3 筆 19,193 m²でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 25 年 1 月 31 日 契約期間 平成 25 年 1 月 31 日から令和 4 年 11 月 30 日 解約通知日 令和 2 年 2 月 13 日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇110 番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇139 番地 1 〇〇〇〇でございます。

番号 2 所在 字〇〇1522 番地 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積 657 m²外 2 筆 田 2 筆 20,698 m² 畑 1 筆 657 m² 計 3 筆 21,355 m²でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 29 年 5 月 31 日 契約期間 平成 29 年 5 月 31 日から令和 8 年 11 月 30 日 解約通知日 令和 2 年 2 月 17 日 通知者 賃貸人 〇〇市〇区〇23 条西 9 丁目 2-36 〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇1537 番地 〇〇〇 でございます。

番号 3 所在 字〇〇765 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積 8,566 m²外 4 筆 田 4 筆 16,680 m² 畑 1 筆 1,184 m² 計 5 筆 17,864 m²でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 28 年 2 月 29 日 契約期間 平成 28 年 2 月 29 日から令和 2 年 11 月 30 日 解約通知日 令和 2 年 2 月 1

番号4 所在 字〇〇〇105 番地 2 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積
1,002 m²外 3 筆 田 1 筆 1,335 m² 畑 3 筆 15,818 m² 計 4 筆 17,153 m²でございます。利
用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成25年5月3
1日 契約期間 平成25年5月31日から令和4年11月30日 解約通知日 令和2
年2月17日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇284 番地 5 〇〇〇〇〇 賃借人 栗山町字
〇〇〇120 番地 〇〇〇〇でございます。以上です。

—全員挙手— よって議案第138号は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 78-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇118 番地 1 合同会社
〇〇 代表社員 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇65 番地 〇〇〇 申出
年月日 令和2年2月3日 所有権を移転する土地 字〇〇〇58 番地 5 の内 現況地目、
畑、面積 2,014 m²外 1 筆 田 1 筆 600 m² 畑 1 筆 2,014 m² 計 2 筆 2,614 m²でございます。
利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年
2月28日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇
〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法
につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。
対価の支払い期限につきましては 令和2年8月31日となっております。所有権の移
転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦で、構成員は男3人女2人で地域活
動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3
項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 79-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇175 番地 〇〇〇〇 所
有権を移転する者 栗山町字〇〇〇78 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月3日
所有権を移転する土地 字〇〇〇79 番地 7 現況地目、田、面積 14,581 m²外 23 筆 田 10
筆 35,122 m² 畑 3 筆 3,541 m² 雑種地 2 筆 510 m² 用悪水路 9 筆 692.01 m² 計 24 筆
39,865.01 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び
土地の引渡時期 令和2年2月28日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇
〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇円 用悪水路 〇〇〇〇〇円 それ
ぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につつま
しは、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価
の支払い期限につきましては 令和2年8月31日となっております。所有権の移転を受け
る者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦で、家族構成は男3人女4人で地域活動も積
極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各
要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 80-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇2 番地 54 〇〇〇〇 所有
権を移転する者 〇〇〇市〇〇町 2 丁目 13 番地 13 〇〇〇〇〇外 1 名 申出年月日 令
和2年2月6日 所有権を移転する土地 字〇〇2 番地 2 現況地目、田、面積 3,656 m²外
8 筆 田 7 筆 18,559 m² 畑 1 筆 580 m² 雑種地 1 筆 105 m² 計 9 筆 19,244 m²ございま
す。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和
2年2月28日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇
〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円ござ
います。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口
座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和2年8月31日
となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、
家族構成は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業

経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 80-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇83 番地 3 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇〇市〇〇町 2 丁目 13 番地 13 〇〇〇〇〇外 1 名 申出年月日 令和 2 年 2 月 6 日 所有権を移転する土地 字〇〇2 番地 11 現況地目、畑、面積 677 m²外 1 筆 田 1 筆 510 m² 畑 1 筆 677 m² 計 2 筆 1,187 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 2 年 2 月 28 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和 2 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 81-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇90 番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇120 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 2 月 7 日 所有権を移転する土地 字〇〇123 番地 3 現況地目、畑、面積 1,621 m²外 3 筆 計 4 筆 15,770 m²全筆畑でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 2 年 2 月 28 日 対価につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和 2 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男 2 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 81-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇99 番地 1 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇120 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 2 月 7 日 所有権を移転する土地 字〇〇115 番地 4 現況地目、畑、面積 9,409 m²外 10 筆 畑 8 筆 51,119 m² 雑種地 3 筆 6,725 m² 計 11 筆 57,844 m²でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 2 年 2 月 28 日 対価につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和 2 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、大豆、アスパラで、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 81-3 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇94 番地 株式会社 〇〇
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇120 番地 〇〇
〇〇 申出年月日 令和 2 年 2 月 7 日 所有権を移転する土地 字〇〇70 番地 2 現況地
目、畑、面積 283 m²外 23 筆 計 24 筆 82,626.81 m²全筆畑でございます。利用目的 普通
畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 2 年 2 月 28 日 対価につ
きましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指
定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令
和 2 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物
は水稻、小麦で、構成員は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2
40 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 81-4 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇142 番地 〇〇〇〇 所
有権を移転する者 栗山町字〇〇〇120 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 2 月 7 日
所有権を移転する土地 字〇〇115 番地 1 現況地目、畑、面積 17,761 m²外 3 筆 計 4 筆
43,888 m²全筆畑でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地
の引渡時期 令和 2 年 2 月 28 日 対価につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇
〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につ
きましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対
価の支払い期限につきましては 令和 2 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受
ける者の営農状況は、主な経営作物は種子馬鈴薯、小麦で、家族構成は男 3 人女 2 人で地域
活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第
3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 82-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇77 番地 〇〇〇〇 所有権
を移転する者 〇〇〇市〇〇町〇〇735 番地 15 〇〇〇〇〇外 1 名 申出年月日 令和 2
年 2 月 10 日 所有権を移転する土地 字〇〇109 番地 1 現況地目、田、面積 6,889 m² 1
筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令
和 2 年 2 月 28 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗
じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期
限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期
限につきましては 令和 2 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農
状況は、主な経営作物は小麦で、家族構成は男 3 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年
間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい
る考えます。

整理番号元賃 83-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇109 番地 1 〇〇
〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇284 番地 5 推定相続人 〇〇〇〇〇 申出年月
日 令和 2 年 2 月 17 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇〇105 番地 2 現況地目

畑 面積 1,002 m²外 3 筆 田 1 筆 1,335 m² 畑 3 筆 15,818 m² 計 4 筆 17,153 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和 2 年 2 月 28 日から令和 6 年 1 月 30 日の 4 年 9 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元所 84-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5 条西 6 丁目 1 番 23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇〇 556 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 2 月 12 日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇〇535 番地 現況地目 田 面積 17,753 m²外 3 筆 計 4 筆 64,568 m²全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 2 年 2 月 28 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じ千円未満を切り捨て、手数料と消費税を差し引きまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和 2 年 4 月 13 日となっております。

整理番号元所 85-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5 条西 6 丁目 1 番 23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇2 番地 33 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 2 月 12 日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇〇2 番地 6 現況地目 田 面積 10,556 m²外 1 筆 計 2 筆 16,356 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 2 年 2 月 28 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じ千円未満を切り捨て、手数料と消費税を差し引きまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和 2 年 4 月 13 日となっております。

整理番号元所 86-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5 条西 6 丁目 1 番 23 公益財団法人 〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇〇市〇〇町 2 丁目 13 番地 13 〇〇〇〇〇外 1 名 申出年月日 令和 2 年 2 月 12 日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇2 番地 3 現況地目 田 面積 3,843 m²外 2 筆 計 3 筆 23,274 m²全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 2 年 2 月 28 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じ千円未満を切り捨て、手数料と消費税を差し引きまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和 2 年 4 月 13 日となっております。

整理番号元賃 87-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 3 〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇350 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月1
0日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇15 番地 1 現況地目 田 面積 888 m²外 1 筆
計 2 筆 2,158 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸
借 期間 令和2年2月28日から令和6年11月30日の4年9カ月となっております。
借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇
〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指
定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営
作物は水稻、大豆で、家族構成は男1人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日
数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま
す。

整理番号元所 88-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇550 番地 〇〇〇〇 所
有権を移転する者 栗山町字〇〇〇556 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月13
日 所有権を移転する土地 字〇〇〇133 番地 24 現況地目、田、面積 285 m²外 7 筆 田
7 筆 6,863 m² 畑 1 筆 1,686 m² 計 8 筆 8,549 m²でございます。利用目的 水田及び普通
畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年2月28日 対価につ
きましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗
じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期
限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限
につきましては 令和2年8月31日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状
況は、主な経営作物は水稻で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の
従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
と考えます。

整理番号元賃 89-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇726 番地 1 〇〇〇
〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇168 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月
10日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇166 番地 1 現況地目 畑 面積 12,196 m²
外 1 筆 計 2 筆 16,734 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種
類 賃貸借 期間 令和2年2月28日から令和4年11月30日の2年9カ月となっ
ております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合
計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日ま
でに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状
況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、
年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして
いると考えます。

整理番号元賃 90-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇726 番地 1 〇〇〇
〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇2 条 6 丁目 2 番 10 〇〇〇 申出年月日 令

和2年2月10日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇169 番地 1 の内 現況地目 畑 面積 22,563 m²外 1 筆 計 2 筆 25,621 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年2月28日から令和4年11月30日の2年9カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 91-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇374 番地 1 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇396 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月13日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇390 番地 2 現況地目 田 面積 5,987 m²外 7 筆 田 6 筆 28,878 m² 畑 2 筆 4,598 m² 計 8 筆 33,476 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年2月28日から令和12年11月30日の10年9カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 92-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇160 番地 9 〇〇 〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇町 1 丁目 28 番 35 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月13日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇268 番地 1 の内 現況地目 畑 面積 795 m²外 4 筆 田 2 筆 7,212 m² 畑 3 筆 20,393 m² 計 5 筆 27,605 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年2月28日から令和4年11月30日の2年9カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 93-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98 番地 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇30 番地 〇〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月18日 利用権を設定する土地 所在 字〇13 番地 7 現況地目 畑 面積 2,473 m²外 4 筆 計 5 筆 15,084 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年2月28日から令和11年11月30日の9年9カ月となっております。借賃

につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 94-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98番地 〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇〇市〇〇町〇〇735番地 15 〇〇〇〇〇外1名 申出年月日 令和2年2月18日 利用権を設定する土地 所在 字〇41番地2の内 現況地目 畑 面積 7,141 m²外3筆 田1筆 6,387 m² 畑3筆 28,982 m² 計4筆 35,369 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年2月28日から令和11年11月30日の9年9カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号元賃 95-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98番地 〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇2条3丁目1番 15 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月18日 利用権を設定する土地 所在 字〇44番地10の内 現況地目 畑 面積 2,000 m²外1筆 計2筆 17,000 m²全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年2月28日から令和11年11月30日の9年9カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇〇指定の口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議長)

はい。賃貸借9件、所有権移転14件の説明がありました。それでは、整理番号順に審議したいと思います。

整理番号元所 77-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 77-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 77-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 78-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 78-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 78-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 79-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 79-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 79-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 80-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 80-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 80-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 80-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 80-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 80-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 81-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 81-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 81-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 81-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 81-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 81-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 81-3 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 81-3 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 81-3 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 81-4 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 81-4 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 81-4 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 82-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 82-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 82-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 83-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 83-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 83-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 84-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 84-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 84-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 85-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 85-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 85-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 86-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 86-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 86-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 87-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 87-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 87-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元所 88-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元所 88-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元所 88-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 89-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 89-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 89-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 90-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 90-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 90-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 91-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 91-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 91-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 92-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 92-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 92-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 93-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 93-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 93-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 94-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 94-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 94-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号元賃 95-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号元賃 95-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号元賃 95-1 は原案どおり決定いたします。

日程 7 議案第 140 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第 140 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 7 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町〇〇3 丁目 103 番地 8 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 2 月 6 日 申出地所在 字〇〇〇36 番地 1 地目は公簿、現況ともに田、面積 564 m² 外 17 筆 田 10 筆 43,161 m² 畑 4 筆 4,942 m² 池沼 4 筆 3,345 m² 計 18 筆 51,448 m² でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4 番 鳥村)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたし

まして、第1候補に ○○○○さん、○○○○さん、○○○○さん、○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 ○○○市○○町 766 番地 ○○○○ 申出年月日 令和 2 年 2 月 7 日 申出地所在 字○○180 番地 1 の内 地目は公簿が畑、現況が田、面積 15,711 m²外 13 筆 田 6 筆 34,937 m² 雑種地 4 筆 5,848 m² 池沼 4 筆 3,039 m² 計 14 筆 43,824 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(7 番 長尾)

○○さんにおかれましては、高齢により、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として川崎委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、長尾委員、川崎委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇110 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月10日 申出地所在 字〇〇109 番地1 地目は公簿、現況ともに田、面積8,805㎡外6筆 田3筆26,771㎡ 畑2筆1,784㎡ 雑種地1筆540㎡ 池沼1筆4,441㎡ 計7筆33,536㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1番 藤田)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、営農規模の縮小を考えており一部の農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、藤田委員、田村委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 〇〇市〇〇区〇〇〇15丁目北20番10 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月10日 申出地所在 字〇〇164 番地1 地目は公簿、現況ともに畑、面積635㎡外1筆 田1筆1,525㎡ 畑1筆635㎡ 計2筆2,160㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(16番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、長尾委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 〇〇市〇区〇23条西9丁目2番36 〇〇〇 申出年月日 令和2年2月17日 申出地所在 字〇〇1522番地 地目は公簿、現況ともに畑、面積657㎡外3筆 田2筆20,698㎡ 畑2筆1,848㎡ 計4筆22,546㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1番 藤田)

〇〇さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

か。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5についてはあっせんを可といたしますので、藤田委員、田村委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号6 あっせん申出者 栗山町〇〇3 丁目 164 番地 4 〇〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月17日 申出地所在 字〇〇765 番地 1 地目は公簿、現況ともに田、面積 8,566 m²外 6 筆 田 4 筆 16,680 m² 畑 1 筆 1,184 m² 雑種地 2 筆 343 m² 合計 7 筆 18,207 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1 番 藤田)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号6について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号6についてはあっせんを可といたしますので、藤田委員、田村委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号7 あっせん申出者 栗山町字〇〇263 番地 〇〇〇 申出年月日 令和2年2月17日 申出地所在 字〇〇16 番地 30 地目は公簿が畑、現況が池沼、面積 1,264 m²外 18

筆 田 10 筆 2,565.7 m² 畑 5 筆 1,162 m² 雑種地 1 筆 157 m² 池沼 3 筆 2,928 m² 合計 19 筆 6,812.70 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4 番 鳥村)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号7について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号7についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしくお願いします。

日程8 議案第141号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第141号買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は2件です。

番号1 あっせん申出者 栗山町〇〇3丁目103番地8 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2月6日 申出地所在 字〇〇〇804番地3 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積2,484 m²外7筆 計8筆66,006 m²全筆田でございます。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇253番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年2

月 10 日 申出地所在 字〇〇250 番地 1 地目といたしましては、公簿、現況ともに畑 面積 13,046 m²外 6 筆 田 5 筆 37,685 m² 畑 2 筆 13,826 m² 計 7 筆 51,511 m²でございます。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。以上です。

(議 長)

はい。事務局より 2 件の説明がありました。それでは、整理番号順に審議したいと思います。

整理番号 1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 は原案どおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は 3 月 30 日の月曜日 午前 9 時 30 分から、現地調査につきましては 3 月 23 日の月曜日 午前 9 時 30 分から 第 2 班 中島委員、寺委員、川崎委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前 10 時 45 分終了)